

総務企画常任委員会

令和6年12月13日（金）

総務企画常任委員会

定例会名 令和6年第4回定例会
招集日時 令和6年12月13日（金） 午前10時00分
招集場所 議場

出席委員 7名

委 員 長	杉 森 弘 之
副 委 員 長	磯 山 和 男
委 員	黒 木 のぶ子
〃	石 原 幸 雄
〃	遠 藤 憲 子
〃	山 本 伸 子
〃	鈴 木 勝 利

欠席委員 な し

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
議会事務局長	大 里 明 子
経営企画部次長兼政策企画課長	淀 川 欽 市
財 政 課 長	池 邊 喬 一
総務部次長兼人事課長	石 野 尚 生
総務部次長兼契約検査課長	門 倉 史 明
総 務 課 長	橋 本 円
収 納 課 長	大和田 伸 一
市民部次長兼市民活動課長	斎 藤 正 浩
総合窓口課長	橋 本 早 苗
庶務議事課長	飯 田 晴 男

議会事務局出席者

書 記	山 越 美 穂
書 記	滝 本 仁

令和6年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

議案第 64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

午前9時56分開会

○杉森委員長 定刻前ですが、全員おそろいでございますので、ただいまから総務企画常任委員会を開催したいと思います。

本日、説明員として出席した者は、副市長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、経営企画部次長兼政策企画課長、財政課長、総務部次長兼人事課長、総務部次長兼契約検査課長、総務課長、収納課長、市民部次長兼市民活動課長、総合窓口課長、庶務議事課長であります。書記として山越さん、滝本さんが出席しておられます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第65号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第67号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第79号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上6件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に、議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

初めに、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第64号についての提案者の説明を求めます。財政課長。

○池邊財政課長 財政課の池邊です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて、について御説明いたします。

当該専決処分の内容は、一般会計補正予算（第3号）でありまして、既定の歳入歳出予算に3,571万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を340億7,612万9,000円とするもので、去る10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の経費を計上するものであります。

市議会を招集する時間的余裕がないため、10月9日付で専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出につきまして、選挙執行に係る人件費や役務費等の必要な経費、3,571万2,000円の計上でありまして、その財源として、国庫支出金が衆議院議員、失礼しました、衆議院議員総選挙事務委託金3,402万3,000円の計上、及び繰入金金選挙経費のうち備品等に係る経費は市負担分があることから、一般財源での対応分について

の財政調整基金繰入金 168 万 9,000 円の計上であります。

以上となります。

○杉森委員長 これより議案第 64 号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

この財政で買った、財政調整基金で買ったところですね、備品費ってなっているんですけども、具体的にどういったものを購入されたのか、お伺いしたいと思います。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 総務課、橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、衆議院議員総選挙に合わせまして購入した備品ですが、開票所で使用します読み取り分類機という投票用紙を機械で読み取って分類する機会があるんですが、そちらにつける増設ユニットと申しまして、いわゆる分類するトレーを増やすことで、より細かく分けることができる仕組みがあるんですが、この増設ユニットを 2 台購入いたしました。あと、同じ投票所で使用します投票用紙の交付機、失礼いたします、があるんですが、そちらはすみません、ちょっとすみません、ちょっと改めます。すみません、もう一つ買いましたのが、開票所で投票用紙を数える機械があるんですが、こちら計数機というんですけども、こちらを 2 台購入したところでございます。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 はい、去年、令和 5 年度の市長選、市議選の決算報告を見たんですけども、そこには備品というのは入ってなかったんですね。今回この選挙で備品を買うことになった経緯というんですか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 開票所で集計するこちらの備品ですとか、計数機なんですが、選挙の種別によりまして国からお金の財政的措置がございます。市議選、市長選ですと、当然、市で、市の選挙で全て一般会計で負担することになりますので、やはり、予算措置がいただけるこういった国政選挙でないと備品が購入できないという場面がございますので、できる限り国政選挙で必要なものを買うという考えで今回購入したものでございます。

○杉森委員長 そのほかございませんか。石原委員。

○石原委員 今の山本委員の質問に関連して 1 点だけちょっと確認させてもらいたいんですが、機械を購入したことによって、開票作業時間というのは短縮が図れたのかどうか、確認を求めたいと思います。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 前回、令和 3 年に衆議院議員総選挙があったと記憶しているんですが、そのときと比較しまして、特に比例区ですかね、政党さんのほうのがどうしても開票が遅れがちなんです、こちら 30 分短縮になりましたので、早くなったものと認識しております。

実はターゲットとしては来年度予定されています参議院選挙、こちらがやはり、前回の選挙、前回の参院選の際、選挙区で8名の候補、比例政党が15個、あと御存じだと思いますが、個人の方の比例の全国の比例候補者が二百何十名とおられますので、この分類をするのにこの読み取り分類機を少しずつ買い足しているというような状況でございます。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第64号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第65号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第65号についての提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 改めまして、総務課、橋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第65号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が、令和4年6月17日に公布されてございます。

この改正法によりまして、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることとなりましたので、市条例において規定しております懲役及び禁錮を拘禁刑に一括して改めるものでございます。

改正の対象となる市の条例は、条例案の第1条、第2条、第3条に掲げました8つの条例となります。

本条例の施行は令和7年6月1日でございます。

以上となります。

○杉森委員長 これより議案第65号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第67号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第67号について、提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 総合窓口課、橋本です。よろしくお願いいたします。

牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

デジタル規制改革を推進するために、上位法であります情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成

基本法が改正となっております。これに関連しまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法というものですが、こちらにおきまして、新しく改正となりまして、カード代替電磁的記録といった言葉の定義が追加されております。

この番号法の改正の中身ですけれども、本人申請によりまして、マイナンバーの記録をスマートフォンに記録して利用することが可能となるものとなっております。

この番号法の改正によりまして、これらの条項を引用しておりますこの牛久市の条例におきましても、ずれが生じるために、条項、引用条項を整理して改正するものとなっております。

施行日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関連関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○杉森委員長 これより議案第67号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 少し分からないことがあるので、説明を求めたいと思います。

前の説明では、本人申請により、マイナンバーカードの記録をスマートフォンに記録して利用すること、それが可能になったということなんですが、具体的にこういう利用というんですか、そういうのはどういうことが想定されるのか。

それと今、施行日なんですけれども、法律の施行の日からということなんですが、具体的にこの辺の説明、もう一度求めたいと思います。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 まずスマートフォンに機能を搭載するということですが、今、これからこれ、こういったことができるようになるというところでして、詳しいことはこれからまた示されていくと思いますので、はい、すみません、はい。

あと、こちらの情報技術の法律のほうですけれども、施行日のほうが令和7年の4月1日からということで、通知が来ております。

内容としましては、ほかにも影響が、そうですね、デジタル規制改革を推進するためにいろいろなルールを決めましょうといった内容の法律となっております。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、これから改正されたことによって利用が拡大をされるという、その辺だけは何とか理由、理解をすることができない、できたんですが、そうしますと、来年の4月1日からもうこの法律は施行されるということになるということですね。

この辺について、確かにマイナンバー法というのが非常に分かりづらい。法律自体が行政手続を受ける云々かんぬんって書いてあるので、非常に分かりやすいし、分かりにくいし、市民にとってもこれがどういうふうに影響されるのかをもう少し、市のほうでもね、説明をする必要があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 このスマートフォンへの搭載につきましては、こちら、今分かっているところでは、スマートフォンだけでマイナンバーの、マイナンバー法上の本人の確認ができる仕組みということで示されているんですけども、またこちらの運用とかそういったものに関しては、都度、その都度、広報でお知らせするですとか、そういったことでお知らせしていきたいと考えております。

○杉森委員長 そのほかございませんか。山本委員。

○山本委員 すみません、マイナ保険証、今、市民の方、マイナンバー取った方がマイナンバー保険証に登録してる方はどれぐらいいらっしゃるのかって、もし分かればお示しいただきたいのですが。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 すみません、マイナンバーと保険証のひもづけに関しましては、それぞれ保険組合とかで通してやっていただくのもあると思うんですけども、国保については、医療年金課のほうでもある程度把握はできてるのかと思うんですが、申し訳ないです、こちらではちょっと、はい、把握しておりません。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。これ、スマートフォンですけども、全てのこのスマートフォンに対応するようになっているのか。前は何かちょっと、段階があったような気がするんですけども、今回はどうなるのかというところをちょっとお伺いしたいです。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 前ですね、たしか3月に改正があったときには、あれはマイナンバーカードの電子証明書の部分だけが、スマートフォンに乗つけられるということだったんです。しかもアンドロイドだけということでしたが、今度 아이폰にもできるようになりまして、あれは、あれにつきましては、電子証明書だけということだったんですが、今度のこの改正によりまして、マイナンバーカードそのものがスマートフォンに入るようなイメージを持っていただくといいのかなと思います。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 そうですね、多分カードを持っていかなくてもスマホでもう済むということだと思うんですけども、私も最近前のマイナ保険証ちょっと使い始めたんですけども、薬局とか病院によってそのカードリーダーも違うんですね。置き方なんかも違って、ちょっと戸惑うことがあるんですけども、今回このスマートフォンになると、そのカードリーダーも何か変わってくるというような情報がちょっと載ってたんですけども、その辺、医療機関がスマートフォンで使えるようなカードリーダーをどれほど普及され、するのかというのは、こちらでは分からないでしょうか。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 大変申し訳ありません。ちょっと把握できておりません。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第67号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号、牛久市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第69号について、提案者の説明を求めます。収納課長。

○大和田収納課長 収納課、大和田です。よろしくお願いいたします。

牛久市税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

内容は、固定資産税、都市計画税について、4期に分けて納付する額を1期目に全額納付した場合に交付していた全期前納報奨金を令和8年度から廃止するものです。

この制度は、納税意識の向上や、税収の早期確保を主な目的で実施してきましたが、近年の現年課税分の徴収率は99%を超えており、当初の目的はおおむね達成されたと考えてございます。牛久市と同様の理由で廃止している自治体が相次ぎ、現在この制度を継続しているのは、茨城県内で北茨城市、神栖市、牛久市の3市となっております。

廃止は令和8年度からを予定しておりますので、来年度、令和7年度の納税通知書に、報奨金廃止のお知らせを同封していきたいと考えてございます。

また、報奨金廃止により、全期前納用の納付書でもコンビニでの納付やQRコードを使つてのペイアプリやクレジットカード納付など選択できるようになってきます。

以上となります。

○杉森委員長 これより議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 今回この条例が議案として上がったわけなんですけれども、今回廃止にするということに、前納報奨金を廃止するということに至った経緯ですね。その辺を伺うのと、あとこのことによって市への影響はどうか。先ほど99%の収入があるということだったんですが、どうなのかということ。それからあと市民への影響ですね、5万円を限度として今まで報奨金として受けていた方もいらっしゃると思うんですけれども、市民への影響をどういうふうに考えるのか。それと周知方法は、これからされるということだったんですけれども、その辺のことについて伺いたいと思います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 まず、廃止に至った経緯なんですけど、こちらはやはり一番思っていたのが、納税意識の向上というところで、現在の徴収率99%を超えていますので、ここはもうおおむね理解していただいて達成されているという判断を基に廃止の提案をさせていただいてございます。

市へのあと影響ということ、これ多分、資金の話かなと思うんですけれども、全期前納、前納される方から期別へ変更される方、こちら4割いると、こちらでは想定をしてございます。4割、5割になるとまずいので、5割で、私の、こちらの市のほうで、どのようになるかという、計算をいたしまして、大体1期目の納期後については、12億ぐらい市の残高が減るのではないかと考えてございます。

その12億は各期別、7月、12月、2月に各期別ごとに入ってきますので、最終的な収納額

については変わらない。全期前納をやっているときと変わらないと想定はしてございます。

年度末について、会計管理者口座のほうの残高が大分少なくなってくるので、ここで基金からの繰替え運用というのを毎年行っています。この時期が多少早まるのではないかとということを想定はしてございます。

それから、あと、市への財政的な影響としましては、報奨金のほうが今2,400万から500万ぐらいのところで推移していますので、それが支出がなくなります。期別への移行される方が4割というお話をしましたけれども、支払い回数が増えますので、収納取扱金のほうが、その分増えると予想しまして大体こちらが100万円ぐらいかなとは想定しています。

あと、市民への周知方法なんですけど、令和8年度より廃止ということになっていますので、先ほど御説明しましたとおり、来年度の納税通知書に廃止しますというお知らせを入れていきたいと考えています。

固定資産税については、牛久にお住まいの方だけではなくて、土地持ってる方であれば、県外の人とか市外の方とか多くいらっしゃいますので、納税通知書に入れてお送りしたほうが、周知ができるかなということで考えてございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 詳しい説明ありがとうございました。

市への影響としては、今まで約1期分として12億ぐらいですか、それが入っていたのが減るのではないかと予想をされているということなんですけれども、そうしますと、こういうことで、市が計画をしている事業とかそういうものには影響というのは考えていないのかということですね。

それと、今、前納で払っている方が、もしかしたら期別の変更ということ、そういうことも考えてくるのではないかなと思うんですが、その方が先ほど4割って言うたんですかね、ちょっとその辺ちょっと確認してください。今全部納めている方が、この報償金がなくなったから、今度もう期別で払おうという、そういうような変更ですか、そういうこともできると思うんですが、その辺についての細かな周知も必要になると思いますので、市側の問題だけじゃなくて、市民も、やはり前納報奨、全部収納することによってやっぱり市の事業に多少なりとも貢献をしていたという意識もあると思うんですが、その辺のことについても、十分な説明が必要だと思いますが、その辺の考えを伺います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 市のほかの事業への影響なんですけど、先ほどもちょっと触れましたけれども、会計管理者口座の残高というのは、大体年度末に残高が少なくなってきます。それで繰替え運用をしているんですけれども、その時期を早めればほかの事業への支払い等には影響はないと考えてございます。

あと、全期前納から期別に変わる方ということですが、今現在、全期前納をお支払いいただいている方が全体の62%ぐらいになっています。その62%の中で、報奨金が廃止になったことに

伴って、期別払いに変更される方、62%のうちの4割の方が期別払いになるのではないかと考えてございます。

そこで納税者の方に手間をかけてしまうのが、口座振替で全期前納をしている方がいらっしゃる。この方には、廃止されることに伴って期別に変更しますかという、アンケートというか、申請を出していただくよう考えてございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうですね、口座振替でやっていらっしゃる方もいると思うので、その辺の説明は丁寧をお願いしたいと思います。

先ほど、この対象となるのが固定資産税と都市計画税というふうに、説明が最初あったんですが、この割合というのは、大体の金額、どのくらいになっているのか。先ほど2,400万から2,500万円の前納報奨金のことなんですけど、この辺の割合はどうでしょうか。固定資産税、都市計画税の割合はどうか、伺います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 はい、割合というのは、報奨金の率ということかなと想像したんですが、現在は、期別払いの0.2%を掛けまして、早く納めていただける分の18か月分を掛けた額が、率となってございます。

○杉森委員長 そのほかありませんか。山本委員。

○山本委員 私もその報奨金がなくなると分割にする方が増えて、市の財政のほうに影響がどうなるのかなというところが心配なんですけれども、最近、つい最近財政事情書というのが財政課から出ていて、この中に例えば令和6年度の予算現額、市税が117億になってるんですけども、そのうち入っているのが今74億というふうになってました。このうちじゃあ固定資産税というのは具体的にどれぐらいここに入っているのかというのは分かりますでしょうか。言ってなかったからちょっとすみません。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 令和6年の9月末現在ですと、45億6,851万9,000円となっています。率でいうと、収納率78%となっております。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 そうですね、予算書見ると、固定資産税、当初予算48億ですので、そのうちの45億がもう9月末で入ってるという理解で、いいんでしょうかね。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 今私が申し上げたのは都市計画税も足されていますので、はい、それでお願いします。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 それで、それだけ固定資産税というのは結構早めに入っているのかなと今の数字を聞いて伺って分かったんですけども、この上半期の収入支出の割合を見ると、歳入は大体9月

末現在で45%、それに対して歳出が37%ということになってはいますが、このパーセンテージがちょっとずれる可能性はありますよね、歳入が減ってきてという、ここら辺のどういうふうな数字見ているのでしょうか。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 収入率とか歳出の執行率というよりも、私、見ているのは、支払いを遅れる、事業の支払いが遅れるようにならないのが一番だと思っていますので、口座の、市の口座の残高がどういうふうに移すかというところを中心にちょっと見てございます。先ほどから申し上げている繰替え運用のほうで対応は可能だと思っていますので、はい。各事業の支払いのほうは影響はないと考えてございます。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 はい、分かりました。

それで、この報償金が廃止されたり復活したりというのがあったようなんですけれども、今回、廃止するわけなんですけれども、今後、前回復活したときは財政が状況がよくなって再度制度が復活した経緯があるようなんですけれども、今後そういう復活することはあるのでしょうか。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 今現在、収納率下がるとはちょっと想定はしてないんですけれども、金融機関窓口だけではなくて、現在コンビニエンスストアとか、QRコードを使ったペイアプリとか、クレジットカードなど多くの支払いの選択肢を設けてございます。今後も、新たな支払い方法というのは出てくると考えますので、その場合には経費の問題等はあるかと思いますが、積極的に取り入れて、支払いやすい環境を整えていきたいとは考えています。そちらのほうで徴収率の向上に努めていきたいと考えています。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。黒木委員。

○黒木委員 この中で最高限度額ということでの交付5万円ということなんですが、この5万円をもらった人は何人ぐらいいらっしゃるのか、ちょっとその辺の人数の確認をしたいと思います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 5万円支給している方は、令和5年ですと44件ですね。個人の方が9名、法人の方が35名となっています。

○杉森委員長 黒木委員。

○黒木委員 法人の固定資産税、そしてまた都市計画税ということでありまして、法人の所有している広大な、この都市計画税を払わなければならないというような土地を所有してる人というのも、先ほど説明がありましたように外部、牛久外の人もいるということなんですが、その辺の割合というのはどういうふうになっているのか、再度お聞きしたいと思います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 市内と市外の割合ということなんですけれども、市外の方が、令和5年度ですと、4,000名弱いらっしゃるって、そこで、その中で法人が740件となっていますので、全体の

法人が1,008件ありますので、7割5分ぐらいかなと考えています。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第69号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第79号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第79号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 人事課、石野です。よろしくお願いいたします。

議案第79号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

こちらは、国への人事院勧告に準じて、一般職の期末手当、勤勉手当の支給月数の改定が行われるに当たりまして、特別職の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

説明は以上です。

○杉森委員長 これより議案第79号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 この変更によって、伴って、この改正に伴って発生する金額というのは総額お幾らになるのでしょうか。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 こちらのこの条例の改定につきまして、改定により影響を受ける金額は約13万円となっております。

ただ、牛久市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条に、議会の議員の期末手当の額並びにその支給条件、支給方法及び支給期日につきまして、ついでには、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の適用を受ける市長等の例によると規定がございますので、この規定によりまして、こちら特別職の条例が改定された場合には、あわせて市議会議員の方々の期末手当も同様に変更になるというふうになります。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 この79号に関しては、市長、副市長、教育長という理解でよろしいでしょうか。すみません、確認です。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 はい。山本委員おっしゃるとおり、この条例の対象は市長、副市長、教育長でございます。先ほど説明しましたのは、この条例が改定されると同じ影響ということで、はい。別な条例でございますが、影響はあるということを説明いたしました。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第79号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第80号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第80号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 議案第80号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

こちらは、同様に国への人事院勧告に準じまして、令和6年4月に遡って給料月額を平均2.76%引き上げるとともに、期末勤勉手当につきまして、今年度からの支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

説明は以上です。

○杉森委員長 これより議案第80号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 この条例見ますと、定年前の再任用短時間職員と職員とに分かれてるんですが、それぞれに該当する人数と、改正に伴って発生する金額をお示してください。

○石野総務部次長兼人事課長 申し訳ありません、ちょっと再任用の人数が今手元にデータが。そうです、申し訳ありません、定年前再任用短時間職員はまだ牛久市、発生しておりませんので、0人です。

○杉森委員長 今、名前は読み上げませんでしたけれども、総務部次長兼人事課長の答弁ということによろしいですか。山本委員。

○山本委員 すみません。じゃあ、定年前はいらっしゃらないということで、今の職員に該当する職員の人数と、改正になって発生する金額をお示してください。

○杉森委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 申し訳ありません、ちょっと今手元にデータがないので、お時間頂戴しまして、また後でお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○杉森委員長 そのほかございませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 今ちょっと山本委員の質問とかぶってしまうのかと思うんですけども、4月に遡ってということで、金額というのが示されるのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思い、これ山本委員の質問と同じかどうか。そうですか。はい、そうです。じゃあ分かりました。すみません。そういうことです。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第80号についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして、執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

初めに、議案第64号、専決処分の承認を求めることについては原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、牛久市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって議案第80号は原案のとおり可決されました。

総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 人事課、石野です。

申し訳ございませんでした。人数と金額なんですけれども、職員428人、再任用職員が40名で、総額は約9,000万円になります。

○杉森委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、本委員会の閉会中の継続調査事項である公共交通についてを議題といたします。

これまで委員会として本提言案を執行部に提出することとし、協議を行ってまいりましたが、

去る５月１７日に開催しました当委員会におきまして、交通体系整備促進調査特別委員会に対し、調査報告として提出することを決定したところであります。

調査報告案につきましては、サイドブックス内フォルダー総務企画常任委員会フォルダーＲ０６１２１３委員会資料の中に登載してございます。

本件につきましては、前回の審議結果を踏まえ、本調査報告案の積み残し事項につきまして協議をしたいと存じます。つきましては、本日は積み残し部分に関する意見等を出していただき、共通の認識のもと、次回会議に臨んでいただきたいと思います。

何か御意見、御質問等がございましたら御発言願います。山本委員。

○山本委員 すみません、昨日、もう一度、うしタクのホームページをちょっと見直していたら、やっぱり変更になってるんですね、１０月から、予約も６０分前というのが３０分前に変わってましたので、あと大館のmobilityのほうもなんですけれども、ホームページを見たら、金額が今まで何ったときは３００円になっていたのが１人４００円に変更になっていました。定額乗り放題も５，０００円が６，０００円になっていたもので、ちょっとこの間、変更になっているものがあったようなので、そこら辺の見直しもしなければいけないのかなってちょっと感じているところです。

○杉森委員長 そのほかございませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 何ページかな。２ページで、事業者の名前が入っているのを、やっぱりこれは事業者として載せるということの、これは、赤いところはこれ変更ということで理解していいんでしょうかね。その辺、今、山本委員がおっしゃったように、このときの内容と多少ちょっと。

すみません、よく見ないで質問してしまいました。その辺についてを、今日、皆さんで合意をすればいいということでよろしいんですね。考えを、はい。次回、次回、はい。次回ですね。はい、分かりました。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

事実が違ったという、さっき、変更になったというところの、あれは変えざるを得ないというふうに思うんですが、そのほか気のついたところとかそういうのをありましたら出していただき、次回でもいいですけれども、出していただきたいと思います。

ただ、この間出ている、生まれているライドシェアの問題ですとかあるんですが、そこまで踏み込むと、また時間がかかってしまいますので、一応、特別委員会のほうに案として提案することですので、それらについては特別委員会の中で御議論願うという形で、新たな問題については対応してもらうようにしたらどうかというふうに思います。それについても皆さんの御意見をいただきたいというふうに思います。鈴木委員。

○鈴木委員 あ、先ほど山本委員が話した中で前提が変わると内容も変わってきますよね。ここは、変えるわけですね。

○杉森委員長 変える必要のあるところは変えるという。

○鈴木委員 変えたものが今度、出てくるんですか。

○杉森委員長 変えたものというか、これから、この中で議論をして、ここは変えなければ変え

るべきではないかというところを出していただいて、変えるべきだということになったら変えるということです。

○鈴木委員 そうしますと、先ほど山本委員がおっしゃった、うしタクのほうが予約が30分前に変更になった10月から変わったということで、ここは、今度のもう一回協議するときに変わったものが出てくるわけじゃなくて、これでこのまま協議するのは。

○杉森委員長 60分というのは30分に変えないとまずいです。

○鈴木委員 ここは次回でまた改めてということですか。

○杉森委員長 今あった60分は30分のところと、300円が400円、あと定額のところの金額等の変更は入れておきます。また、それを次回の閉会中のときにそれを踏まえて文言等のことを考えていただければと思います。

○鈴木委員 その変わったものが新しい文書になって次に出てくる。それに対して内容でちょっとおかしいなというところは、次に。

○杉森委員長 次の会議で議論をして、できれば次の回で決めたいなど。あまりね、長々とやるほどのことは多分ないと思いますので、できれば、次の会議のときには、具体的にこれでいこうと、特別委員会に提出しようということで、いければというふうに思っています。どうしてもというときはしょうがないと思いますが、はい。

ほかに御意見、御質問等は、ございませんか。よろしいですか。

それでは一応そういうことで、ただいま出していただきましたうしタクの待ち時間、待ち時間というか、60分前というのが30分前になったということと、大館の状況が変わったというところを反映させたものとして、また、それに基づいて表現の変更が必要なところは変更するという確認をしていきたいというふうに思います。

そういうことで、調査報告案を調整いたしたく存じます。よろしいですか。

以上で公共交通についての議題を終了いたします。

次に、もう一つ、本委員会の閉会中の継続調査事項である迷惑防止条例についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の本委員会での協議の中で、茨城県生活環境保全条例の権限移譲で市に権限が移っている状況を踏まえ、見解を求める事項を取りまとめ、指導部に執行部に提出し、見解を求める場を設けることといたしましたが、執行部より、総務企画常任委員会の範疇を超えているものは対応できない旨の回答がございました。つきましては、本委員会において今後どのように協議を進めるか、御協議をお願いしたいと存じます。

実は、この迷惑防止条例につきましては、私のほうにもいろいろな具体的な御相談とか、そういうのがございまして、例えば、ブリーダーが住宅街の中にあって、鳴き声ですとか、あと匂いですとか、あとふん尿処理の問題や何かで、大変困っているというふうな問題ですとか、あと、いわゆるごみ屋敷というふうな問題ですとか、相談が寄せられています。

当初、迷惑防止条例の目的というのは、騒音というところだけの、騒音とあと道路上で立ち塞がって、何か問い詰めるみたいなことをやっているというふうなことで、そういうものを何とか

対応できるようにしてほしいという、これ2年前に、決議、市議会の決議を上げた内容であったわけですが、その後、内容的にかなり広がったというのが状況としてございまして、その状況から考えると、この総務企画常任委員会で、それを案を作成してやっていくということ自体がちょっと範疇を超えることになってしまうのではないかというふうにも考えているところがあります。

そういうふうなことがございますので、この迷惑防止条例については、ここの、常任委員会としてその案を作成するというふうなことについては、一応、変更というか取り下げて、違う場で違う方法で考えるというふうな、違うところをどうやるのかとかそこまでここで考えるあれではありませんけれども、当初の提案した立場からしますと、取り下げる形にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 今、委員長のおっしゃられましたように、この迷惑防止条例というだけでは、この範囲を超えたものというふうにね、今現在、私のところにもいろんなそういう苦情というか、そういうのが寄せられています。

今回、私、一般質問で取り上げたのは、たまたま議会の意見交換会に出された、そのことだけだったんですが、それ以外にも、猫の問題だとかやっぱり騒音の問題、匂いの問題も来ておりますので、やはり今ある県の条例だけではとてもとても対応できないということ。そして、その中では市の条例をつくってほしいという、私も申し上げたんですが、大変厳しい状況があるということが分かったんですが、しかし、今、困っている市民たちが実際にいて、その訴えをされているというところで、市では何もしないのかという、そういう意見も出ていますので、やっぱり私たちは市に対していろんな提案をしていく、そして、そういう条例に代わるものとして示していく必要性をすごく感じています。

それで委員長おっしゃられるように、常任委員会だけではなく、他の常任、他の課とも連携しながら、やっぱり方向性を出していくべきだというふうに考えておりますので、今委員長おっしゃられたように、ここだけの話ではないということをややはり皆さんと理解を共通したいなと思いますので、その辺の対応、よろしくお願ひしたいと思います。

○杉森委員長 この常任委員会以外のところでどうするこうするということはここで論議すべき内容ではありませんので、取りあえず、本委員会としては、この迷惑防止条例についての討論、検討、それは今日を最後に取りやめるという形でいったらどうかと思いますが、よろしいですか。黒木委員。

○黒木委員 総務企画の範疇を超えた内容になってるということなんだけれども、今、遠藤議員が言ったように、いろんな面で今、市民は困っている中で、じゃあ、今までの我々総務企画のほうで考えていた内容、それを取り下げるのはやぶさかではございませんけれども、市民の立場で、我々、どうしたら、今言ったいろんな困ってる人たちを、横断的に各課とのこれから発展的に協議しようというそういう前向きなものがない中で、取り下げますというのは何か、え、みたいな話になってくるんですけれども、その辺については委員長としては、今後横断的にどういうふうやっていくのか。

○杉森委員長 先ほどから申し上げているように、総務企画常任委員会以外のところでどうするかというのをここで話す場ではないでしょうということなんです。だからそれは別のところで考えていく、それをだからどうするんだということをここで言う話ではないということなんです。あくまでもここは常任委員会ですから、勝手にですね、個別の人が集まって話している場ではありませんのでね。常任委員会としてどうするのかということで、あくまでも今、話はしているわけで、個人的にこれをどういうふうに進めるのかっていうのは、私は、私なりの意見もありますので。ただここでそれを論議する場ではないでしょうということです。黒木委員。

○黒木委員 確かに今委員長が言ったように、先ほど私も言いましたけれども、じゃあね、ここで議論しなくても、やっぱり、それはさっき言った横断的に、委員長同士でどういうふうにするかということを今後の課題にしたいという、そういうね、コンセンサスがなければ、取りやめます、総務企画ではこの案件については取りやめますというのは、何か、え、という、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういう思いがあるから、だから、この場というよりか、今後というものをやっぱり付け加えてもらいたいというのが、別にここで議論しろというふうに言ってるわけじゃないんです。それを委員長としてどういうふうにするかということなんです。

○杉森委員長 だから、同じことを言っているんですよ、何度も。それをここでやることはできないでしょうということを言っているんです。

暫時休憩にしたかどうかという、事務局員のほうの話がございしますが。

午前11時03分休憩

午前11時05分開議

○杉森委員長 今そういうふうな、議長への要請という形でまとめたかどうかというふうな。

失礼、再開いたします。

今、事務局のほうから、案として、今まで議論してきたようなことを踏まえて、ただ、内容が総務の総務企画常任委員会の範疇を超えているという現状も踏まえながら、議長にその問題について何らかの対応をできるように要請をしたらどうだろうかというふうな案がございましたけれども、いかがですか。石原委員。

○石原委員 ここで改めて、あえて、あえてですね、申し上げたいことが1つあります。

それは改めて皆さんに共通認識として御理解をいただきたいことですが、条例は先ほどからお話出ているように茨城県の条例として、やはり悪臭とか騒音とか、そういうものまで含んだ生活環境の保全に関する条例の項目の中に既に入っておりまして、茨城県全体に通じるものですから、あえて条例というものを牛久市でつくるというものはいかがなものかというふうに思いますし、内容ができたものが県の条例と競合する場合は、これどうしても地方自治法上、都道府県の条例のほうが優先するというふうな解釈も成り立っておりますのでね。あえてその条例というものをつくるということはやはり委員長がおっしゃるとおりで、これはやはり避けるべきかなというふうに思います。

そうはいつでも、黒木さんがおっしゃったように、議会としてじゃあ何にもしないのかという

ことになってきちゃうと、これまた問題だというふうに思いますのでね、今委員長ちょっとおっしゃられたように、これはどうなんでしょう、正副委員長でこれまでの議論を踏まえて、議長に対して、このような経緯を含め、経過を含めてね、このようなことで何らかの対応を求めたいというような要請文というか、要請文と言ったらおかしいな、何て言ったらいいんだろう、常任委員会のいわゆる一つの見解というか、申出というか、そういうものを作成して、それを議長に提出をするというような方向で考えたほうがいいのかなというふうに思います。それは私の考えです。

○杉森委員長 法令の解釈でいうと、まず法律があるわけですね。それで条例というのは地方自治体の条例があるわけですね。そして地方自治体の条例というのは都道府県、その下に市町村というのがあるわけですね。これは、例えば法令でこういった迷惑防止のものを法令で法律としてつくったからといって、県レベルで迷惑防止に関する条例をつくってはいけないということはないんですね。そして、県レベルで条例をつくったからといって、市町村レベルでそれに関する条例をつくってはいけないということもないんですね。つまり、各レベルでそのレベルに応じた法令というものは整備をされていくというのが、これが普通の理解の仕方だろうというふうに思うんですよ。

ですから、迷惑防止条例については、県の条例があるというのは私も存じておりますし、それを応用した形で牛久市の条例というものをつくるべきだというふうに考えておりますけれども、上の法律あるいは条例があるかどうかで市のレベルの条例をどうつくるかということは、それによって制約されるものではなくて、ただそれに反する内容のものになったら、それはまずい。そして、上位の法令が優先をするというのは、これも当然のことですね。一番上のものは憲法になりますけれども、そのように理解はしております。

それで今、石原委員の御提案あったように、委員長、副委員長で、この間の議論をまとめて議長に要請をする形を取ったらどうかというふうなことですけれども、これ、いかがですか、皆さん。ただもう、また、議論を。鈴木委員。

○鈴木委員 議論してきた迷惑防止条例に関して、ここではもう、一回取りやめるということを、まず結論を出していただきたい。その上で、先ほどからお話のあったとおり、この問題について、今後、議長、議会議長のほうに提言をしていただくということでよろしいんじゃないかなと思って。ここで、またいろんなお話をされると、皆さんのいろんな議論が沸騰してしまうので、一旦決を採っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○杉森委員長 決を採るのはいいんですが、その後のほうの問題のことでちょっと、皆さんの意見をまとめたいなと思ってますよね。最初のところは別にいいんですけれども、もう一度暫時休憩ということで。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 18 分開議

○杉森委員長 再開いたします。

皆さんのお話の中で、この本委員会で、迷惑防止条例についての議論については、範疇を超えた状況があるので、それについては取りやめるということを確認をし、なおかつ、範疇を超えたということは様々な問題が発生しているというふうなことです。それらについて、議会としても取り上げ、検討をする場を設けるなり、何なりの対応というものを、議長に対して要請をするというふうなことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長　とすると、特に文書というものの、要りますか。特に文章は要らないですよ。その趣旨を言えばよろしいですか。そうしたら委員長、副委員長で議長にそれを要請するということがよろしいですか。（「よろしいと思います」の声あり）

はい。それでは、一応その問題については、本日の会合において確認をしたということで締めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、迷惑防止条例についての議題を終了いたします。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります公共交通について、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。ついては、委員長としては引き続き本件について、継続調査といたしたく存じます。

お諮りいたします。

公共交通についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長　御異議なしと認めます。

よって、公共交通についてを、本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査することに決しました案件につきましては、本委員会は、議長宛て、閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本件を除く付託案件以外の所管事項について、御意見がある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長　御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長　御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時22分閉会